旧中央区体育協会レクリエーション事業補助金等交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、令和3年3月に解散する中央区体育協会が、中央区民間の相互交流等を目的として開催していた第2条各号に定めるレクリエーション事業を引き続き行う地域団体に対し、その経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。(用語の定義)
- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中央区ふれあいバドミントン大会 中央区体育協会が主催していたバドミントン大会をいう。
 - (2) 中央区家庭バレーボール大会 中央区体育協会が主催していたバレーボール大会をいう。
 - (3) 中央区ママさん卓球大会 中央区体育協会が主催していた卓球大会をいう。

(対象者)

- 第3条 補助の対象となる事業は次の各号に掲げる大会とし、実施する地域団体は次の各号に定める ものとする。
 - (1) 中央区ふれあいバドミントン大会 中央区バドミントン協会
 - (2) 中央区家庭バレーボール大会 中央区家庭バレーボール連盟
 - (3) 中央区ママさん卓球大会 中央区ママさん卓球リーグ

(対象経費)

- 第4条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する事業に要する経費の うち、次の各号に掲げるものとする。ただし、他の補助金を受けているものを除く。
 - (1) 会場, 設備に要する経費
 - (2) 競技実施に必要な消耗品又は備品に要する経費
 - (3) 広報に要する経費
 - (4) その他区長が必要と認める経費

(補助金等の額)

- 第5条 補助金等の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。
 - (1) 第3条第1号,同条第2号の事業 年9万円
 - (2) 第3条第3号の事業 年8万円

(交付申請)

- 第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる 書類を当該補助事業等を実施しようとする年度の5月末日までに 区長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金等交付申請書(様式第1号)
 - (2) 対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(交付の決定)

- 第7条 区長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)

- (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不適当である旨の通知を行うときは、 次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金等不交付決定通知書(様式第3号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

- 第8条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止 (廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

- 第9条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、 次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。
 - (1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)
 - (2) 事業の実施状況がわかる書類
 - (3) 補助事業等に係る収支決算書
 - (4) 領収書又は請求書の写し
 - (5) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

- 第10条 区長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。
 - (1) 補助金額等確定通知書(様式第9号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

- 第 11 条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第 10 号)を区長の定める期日までに 区長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。 (交付決定の取消し)
- 第12条 区長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、 速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者等に通知す るものとする。
- 2 区長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(補助金の経理)

- 第13条 補助対象団体は、補助対象団体の活動に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、補助対象経費の経理を補助対象団体の他の経理と明確に区分しなければならない。
- 2 補助対象団体は、前項の帳簿及び補助対象経費の支出の証拠となる伝票類を補助金の交付を受け

た年度の末日から5年間保存しなければならない。

3 区長は前2項の補助対象経費に係る帳簿、伝票類等を調査することができる。 (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

中央区長宛

住 所団 体 名代表者名

下記補助金等の交付について、申請します。

補助事業等の名称				
目的及び内容				
補助事業等の期間	着手予定年月日	年	月	日
一	完了予定年月日	年	月	目
補助金等の額			円	
参加予定人数				
添付書類	・収支予算書(別紙 料等))又はこれに代わ	つる書類	(理事会資

収 支 予 算 書

1 収入の部

4X/\°/10		
科目	予算額	摘要
補助金	円	
計		

2 支出の部

<u>Д</u>		
科目	予算額	摘要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金等交付決定通知書

(公印省略)

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

中央区長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに 決定したので通知します。

補助事業等の名称	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	・補助事業者等は、補助金規則及び旧中央区体育協会レクリエーション事業補助金等交付要綱に従うこと。 ・上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに区長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金等不交付決定通知書

 (公 印 省 略)

 第
 号

 令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

中央区長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とする ことに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金等交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

中央区長宛

住 所団 体 名代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称					
変更の理由					
	着手(予定)年月日	(月	
補助事業等の期間			年	月	日
	完了(予定)年月日	(年	月	月)
			年	月	日
	(円))
補助金等の額				円	
参加予定人数					
添付書類	・変更後補助事業等 に代わる書類(変更		了予算書	(別紙)又はこれ

(注)表中,変更前の金額は上段に()書き,変更後の金額は下段に記入する。

収 支 予 算 書 (内容変更承認申請用)

1 収入の部

* (X) (V) [] [
科目	Ę	予算額	摘	要
補助金	() 円		
	()		
	()		
	()		
計	()		

2 支出の部

科目	予	算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

- (注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。
 - 2 表中,変更前の金額は上段に()書き,変更後の金額は下段に記入する。

補助事業等中止 (廃止) 承認申請書

令和 年 月 日

中央区長宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止(廃止)したいので、承認願いたく申請します。

補助事業等の名称		
中止(廃止)の理由		
中止(廃止)の期日(期間)	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間	

補助金等交付決定変更通知書

 (公 印 省 略)

 第 号

 令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

中央区長

令和 年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに 決定したので通知します。

補助事業等の名称		
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付	†決定内容変更承認申請書に記載のとおり
	当初交付決定額	円
補助金等の額	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	ほか、当初の交	を付決定内容変更承認申請書に記載の内容の を付決定通知書(令和 年 月 日付 を中の「交付の条件」のとおりとする。

補助事業等中止 (廃止) 承認通知書

 (公 印 省 略)

 第
 号

 令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

中央区長

令和 年 月 日付で中止(廃止)申請のあった下記事業について,次のとおり承認 することに決定したので通知します。

補助事業等の名称						
交付決定日・番号	令和	年	月	日付	第	号
中止 (廃止) の期日 (期間)	令和	年 月	日カコ	ら令和 年	月	日までの間

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

中央区長宛

住 所団 体 名代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績 を報告します。

記

補助事業等の名称					
は出す業体の期間	着手年月日	(年年	月 月	日)
補助事業等の期間	完了年月日	(年 年	月 月	日) 日
補助金等の額	(円) 円
添付書類	・事業の実施状況が・補助事業等に係るる書類・領収書又は請求書	収支決算書			

(注) 交付決定内容を上段に() 書き,実績を下段に記入する。

収 支 決 算 書

1 収入の部

VV		
科目	決 算 額	摘要
補助金	円	
計		

2 支出の部

科目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金額等確定通知書

(公	印	省	略)
第					号
会和	fп	年		日	Н

(補助事業者等名) 様

中央区長

令和 年 月 日付で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を確定した ので通知します。

補助事業等の名称	
補助金等の確定額	円
特 記 事 項	

補助金等請求書

請求金額	円
補助事業等の名称	

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

中央区長宛

住 所

団体名

代表者名

(添付書類)

• 振込先口座

金融機関名		銀行		支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他()	
口座番号					
口座名義					

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金等受領委任状(様式第12号)を 提出すること。

補助金等交付決定取消通知書

(公	印	省	略)
第					号
会和	F□	年		月	H

(補助事業者等名) 様

中央区長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり 交付決定を取消したので通知します。

補助事業等の名称	
補助金等の額	円
取消しの理由	

受 領 委 任 状

令和 年 月 日

中央区長宛

(委任者) 住 所

団体名

代表者名

囙

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金等に係る下記3の金額の受領を委任 します。

記

1. 受任者

住	所	印
団 体	3 名	
代 表	者名	

- 2. 補助事業等の名称
- 3. 受領委任する金額

金	円
<u> </u>	

4. 振込先口座

金融機関名	銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	その他()
口座番号			
口座名義			